

お知らせ

クマ出没注意報発令中!!



ツキノワグマの目撃件数が3年連続で増加しており、人身被害についても高止まりの傾向が続いているため、熊出没注意報が発令されています。野外で活動する際には、ツキノワグマに遭遇しないように十分に注意してください。

■発令期間 令和3年7月末まで ■対象区域 県内全域

- クマの痕跡や目撃情報がある場所では、突然出会わないよう特に注意して、クマ鈴やラジオなど音のするものを身につけ、クマに自分の存在を知らせましょう。
- クマは、夜間・朝晩に活発に行動しますので、朝や夕方の入山は避けましょう。また、雨・霧など天気が悪く薄暗い日は、昼間も活発に行動しますので注意しましょう。
- 里を餌場と認識させないように、人家の周りにクマの餌となる生ゴミや未収穫の果実を放置しないようにしましょう。また、ヤブ刈りして地域内を明るく保ちましょう。
- 万が一遭遇した際は、クマから目を離さずできるだけゆっくりと後ずさりしながら離れましょう。背中を見せたり、大声を出すと襲ってくる可能性が高くなるため、慌てず行動しましょう。

クマ鈴を貸し出します



- 貸出対象者 町内在住又は町内に事業所を有する団体
- 貸出期間 原則10日以内
- 借受方法 産業振興課窓口へ運転免許証などを持参のうえお越しください。

☎産業振興課農林振興係 ☎585-2986

固定資産税【第1期】

軽自動車税（種別割）【全期】

納期限は **5月31日** 日曜です

忘れずに納めましょう！

■ご確認ください！

*固定資産税は、毎年1月1日現在の土地と家屋などの所有者に課税される町の税金です。

*軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の軽自動車や原動機付自転車などを所有または使用している方に課税される町の税金です。

*納税通知書は現在郵送中ですので、納期限（5月31日）までに必ず納付されるようお願いします。

*口座振替を利用している方は、預金の残高確認をお願いします。

■ご注意ください！

*口座振替の納付が確認されるまでに一週間程度かかります。そのため、納付が確認される6月10日（日）までの期間に、車検等により今回納付分の「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」が必要な場合は、記帳済みの通帳を持参のうえ、窓口にて証明書発行の手続きを行うようお願いします。

【個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税に関すること】

☎税務課課税係 ☎585-2778

【納税に関すること】

☎税務課収納係 ☎585-2780

お知らせ

マイナンバーカードの申請をサポート



まだマイナンバーカードを持っていない方はいませんか？
申請に必要な顔写真や申請の手続きを職員がサポートします！

■申請・交付の流れ

- ①必要書類の確認・申請書の記入
- ②顔写真の撮影（無料）
- ③約1か月後、マイナンバーカードが書留等で自宅に届きます。

※申請の際、必要書類が提出できない場合や窓口での受け取りを希望する方は、後日交付通知書（ハガキ）を送付しますので、住民防災課戸籍係窓口でお受け取りください。

■日 時

月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
※窓口延長日（平日木曜日）は午後7時まで

【マイナンバー申請・交付休日臨時窓口】

5月30日(日)、6月27日(日)

午前9時～午後4時

※マイナポイント申込みの支援やマイナンバーカード関連業務以外の業務は行いません。

■場 所 住民防災課戸籍係（緑の窓口1番）

■必要書類

- ①通知カード（お持ちの方は返納が必要）または、個人番号通知書（提示のみ）
- ②住民基本台帳カード（お持ちの方は返納が必要）
- ③本人確認書類

A（1点でよいもの）

運転免許証・旅券・住民基本台帳カード（顔写真付き）・身体障害者手帳・在留カード など

B（2点必要なもの）

健康保険証・介護保険証・年金手帳・各種年金証書、学生証、子ども医療費受給資格者証 など

■注意点

窓口の状況により、お待たせすることもありますので、時間には余裕を持ってお越しください。

☎住民防災課戸籍係 ☎ 585-2115

お知らせ

粗大ごみ収集日とごみの出し方

町による粗大ごみ収集日 6月2日(水)、16日(水)

粗大ごみを出すときは、収集日の前日（平日の午前8時30分から午後5時15分）までに、品目・数量・ごみ置場の番号を住民防災課へ連絡してください。受付の無いものは収集いたしません。

ごみの出し方のルールを守ってください

- ・ごみ袋に名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単に汚れが落ちたものだけを入れてください。汚れがあるものは「もやせるごみ」として出してください。
- ・ごみ置場にごみを出す際は、必ずネット等をかけるなどして、カラス等がいたずらしないよう注意してください。

☎住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

お知らせ

不法投棄は犯罪です

- ・不法投棄とは法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に反して決められた場所以外に、廃棄物を投棄することです。
- ・「少しくらいなら」と不法投棄した場合、「法律第25条第1項第14号」に違反することになり、【5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金】に処され、またはこれを併科されます。「知らなかった」としても法律に反していれば逮捕されることもあります。



不法投棄はダメ！ゼッタイ！

☎住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

お知らせ 住宅応急修理の期限が延長されました

令和3年福島県沖地震により「準半壊」以上の被害を受けた世帯に対し、災害救助法に基づき日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理（595,000円以内（準半壊の場合300,000円以内））する住宅応急修理制度について、期限が延長されましたのでお知らせします。

■受付完了期限 令和3年6月30日 ■工事完了期限 令和3年8月31日

※今後も状況により延長される場合があります。

☎建設課管理係 ☎ 585-2972

お知らせ 住宅修理費用の一部を支給します

令和3年福島県沖地震により、住宅が「一部損壊」した世帯に対し、日常生活に不可欠な部分を応急的に修理した場合の費用の一部を定額で支給します。

■対象者

次のすべての要件を満たす方（世帯）が対象となります。

- ・地震により被害を受けた住宅に居住し、罹災証明が「一部損壊」の方
- ・自らの資力（資金）では修理できない方
- ・20万円（消費税込）以上の修繕工事（日常生活に不可欠な部分）を実施し、その工事費用を支払った方

■対象となる修繕工事の範囲

本事業の対象となる修繕工事の範囲は、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な次の箇所となります。

- ・屋根、柱、床、外壁、基礎等の住宅の基本となる部分
- ・ドア、窓等の開口部
- ・上下水道、電気、ガス等の配管、配線
- ・衛生設備（トイレ、浄化槽など）
- ・その他日常生活に必要欠くことのできない部分

※原則、内装に関するものや家電製品の修理・交換は対象外です。

■支給額

20万円（消費税込）以上の修繕工事（日常生活に不可欠な部分）をした場合、定額10万円を支給します。

■必要書類

- ・支給申請書（様式第1号）
- ・罹災証明書（コピーで可）
- ・修繕工事の内容及び実施したことが確認できる書類（契約書、領収書、見積書等）
- ・資力に関する申出書（様式第2号）
- ・（借家の場合）所有者の同意書（様式第3号）
- ・施工前、施工中、施工後の写真（添付が難しい場合は、施工内容証明書（様式第4号））

※関係様式については、建設課窓口にてお問合せください。また、町ホームページからもダウンロードできます。

■申請期限

今のところ未定

☎建設課管理係 ☎ 585-2972

お知らせ

町税がスマートフォンで納付できます 「いつでも」・「どこでも」スマホで決済!!

令和3年4月1日より、スマートフォン決済アプリを利用して、納付書に印刷されているバーコードを読み取ることで、町税を納付することができます。



■納付できる町税

- ・町県民税（普通徴収）
- ・固定資産税
- ・軽自動車税（種別割）
- ・国民健康保険税

■利用できるスマートフォン決済アプリ

- ・「PayPay」
- ・「FamiPay」
- ・「LINEPay」
- ・「楽天銀行コンビニ支払いサービス」
- ・「PayB」

※利用方法や注意点など、詳しくはQRコードからご確認ください。

◎24時間、出かけることなく納付ができます。

☎ 税務課収納係 ☎ 585-2780

お知らせ

地震災害ごみの直接持ち込みは5月31日(月)まで

令和3年福島県沖地震により発生した、災害ごみの伊達地方衛生処理組合への直接持ち込みは、**令和3年5月31日(月)まで**です。

■受入日時

- ・5月31日(月)までの平日のみ 【午前の部】 午前8時40分～午前11時30分
【午後の部】 午後1時～午後4時

■搬入時のお願い

- ・罹災証明書または被災証明書を受付時に提示してください。
- ・搬入前に住民防災課までご連絡ください。
(排出者氏名、住所、連絡先、搬入者氏名、搬入車両のナンバー、災害ごみの種類と搬入量をお伺いします。)
- ・災害ごみ毎に分別をしてから搬入してください。搬入時は、大変混み合うことが想定されますので、感染症対策をして、時間に余裕を持って搬入してください。
- ・家電リサイクル法対象品及びデスクトップパソコンなどの搬入にあたっては、「罹災証明書」の提示が必要となります。「罹災証明書」の交付が難しい場合は、「被災証明書（家財内容記載）」の交付を受け、提示をお願いします。

受入れできるもの		受入れできないもの
1. 木質がれき		地震災害とは関係がない産業廃棄物
2. 塩ビトタン		土砂・汚泥・灰
3. 石類		廃油
4. 瓦類（「スレート瓦」と「焼瓦」に分別して搬入）		煙突（アスベストを含むもの）
5. コンクリート ガラ		断熱材（ガラスウールを含むもの）
6. 土壁類		自動車部品、バイク
7. 石膏ボード		農機具類（エンジン付）
罹災・被災証明 の提示が必要	8. 家電リサイクル法対象品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）	事業所（会社、工場、小売店、飲食店など）から排出される左記1～9の災害ごみ
	9. デスクトップパソコンなど	損壊家屋の解体・撤去物

☎ 住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

お知らせ

農作業中の熱中症にご注意ください!!

- ・気温の高い時間帯を外して作業しましょう。
- ・作業前・作業中の水分補給をしましょう。
- ・こまめな休憩をとりましょう。
- ・熱中症予防グッズを活用しましょう。
- ・単独作業を避けましょう。
- ・高温多湿の環境を避けましょう。

☎ 産業振興課農林振興係 ☎ 585-2986